

だだま



住民の力で高校存続を！ (あびす祭りにて)

9月 定例議会

究明 百条委員会の調査報告・再発防止

町の家計簿(平成25年度決算) --- P2~P4

補正予算に異議あり ----- P5

一般質問 7議員が町政を問う --- P10~P16

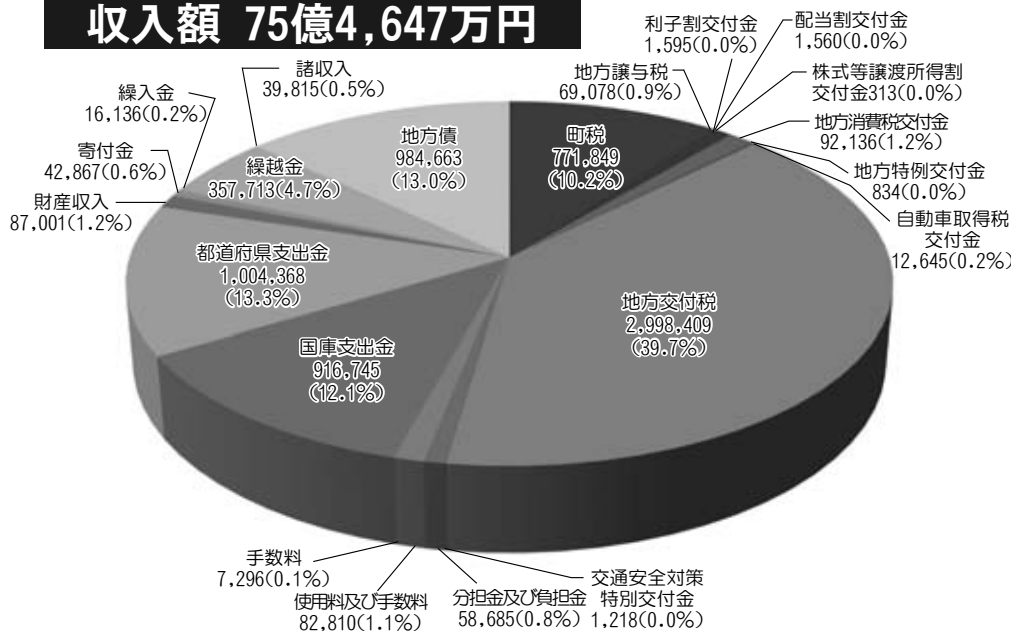
認定を否決!

(券売機リース料) 二重払発覚のため!!

反対 12

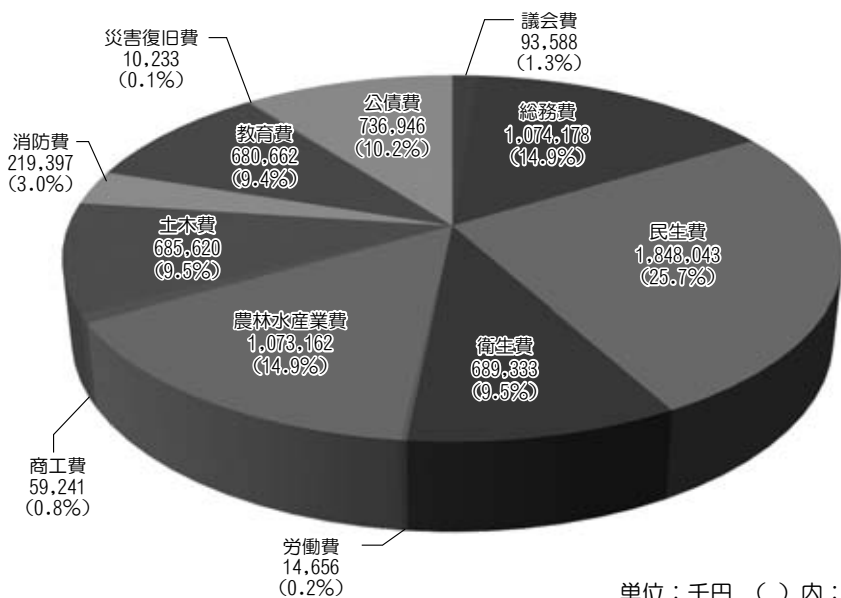
賛成 1

収入額 75億4,647万円



単位：千円 () 内：構成比

支出額 71億8,506万円



単位：千円 () 内：構成比

収入75億4,647万円から支出71億8,506万円を引くと繰越金は3億6,141万円になったが、翌年度へ繰越すべき財源2,661万円あり、それを引くと実質の繰越金は3億3,479万円である。また収入の中には前年度からの繰越金が2億9,284万円あったのでそれを差し引くと実質の黒字額は4,195万円である。また、支出の中から基金積立(貯金)を83万円したので、これを加えると実質単年度収支は4,278万円の黒字となった。

平成25年度

町の家計簿

平成26年度第4回定例会は、9月11日から11月30日までの81日間(通年議会試行期間)で、報告2件、同文議決1件、条例改正3件、補正予算4件、平成25年度決算認定7件、選任同意1件、特別委員会委員長報告1件、委員長報告5件、発議3件が提案され審議した結果、平成25年度一般会計決算認定1件を除く議案は、原案どおり賛成多数で可決、認定されました。また一般質問には7名が登壇し、町長の考えを質しました。

平成25年度
一般会計

歳入・歳出決算

【反対意見】 百条委員会調査による委託料

いちごライン（JA上球磨選果場）
総事業費：4億1,320万円



平成25年度の
主な事業

浄水機能付多良木小学校プール
総事業費：1億7,636万円



町の診断書 （監査委員決算審査意見書より抜粋）

平成25年度多良木町一般会計および特別会計の歳入歳出決算については違法な点は見受けられず、関係諸帳票、証拠書類等は収支決算書と照合の結果合致しており決算計数は正確で、予算執行状況及び事務処理についても適正であると認めた。また、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は正確で、収入支出等の事務は関係法令に適合しており、財産の管理については適正に行われていることを認めた。財政状況を判断する重要なポイントとなる実質収支は、3億3,479万円となっており、実質収支比率は標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされているが、本年度においては8.4%で昨年度に比べ1.1ポイント上がった。今後においても、歳入については予算の見積もりを厳しく査定し、歳出については予算執行の節約を行い、周到な予算編成と予算執行が必要と考える。また、人件費・扶助費・補助費・公債費等容易に縮減できない毎年継続して経常的に支出される義務的性格の強い経常的経費のため、経常一般財源（町税・財産収入・普通交付税など）がどれだけ充用されたかを示す経常収支比率は、ほぼ横ばいの85.4%と、標準的な数値（70～80%）よりやや高く、財政硬直化の傾向が見られることから注意を要する。

本町は長引く景気低迷により町税収入は伸び悩み、財産収入も不安定であるので自主財源に恵まれず、また公立保育所、多良木学園を運営している関係上、扶助費の占める割合も高く、経常的経費が多くの部分を占めざるを得ない現状にある。財政構造の健全性からも公債費比率は10%を超えないことが望ましいとされているが、本年度の公債費比率は6.4%で、前年度比1.3ポイントの減となっている。近年、数値は減少し今年度も改善が見られた。今後も財政運営の健全性からして、特段の配慮と努力を望む。

賑わった第1回農林商工祭
総事業費：1,084万円



古代の風黒の蔵（黒肥地）
総事業費：1億1,290万円



平成25年度 主要施策成果

1. 一般行政

- ①地域で生き抜くプロジェクト推進事業 …………… 381万円
 - ・槻木地区は、町内で最も高齢化が進行しており、新たな地域振興策が必要で、4月に「地域で生き抜くシンポジウム」を開催し、福祉による町づくりについて専門家の講話やパネルディスカッションにより地域住民の本事業に対する理解を深め、9月より集落支援員を導入し集落の課題を把握し、その解決に向けた様々な施策を実施し集落機能の維持に努める。
- ②たらぎ農林商工祭事業 …………… 1,084万円
 - ・農林商工業コーナー、行政コーナーの出店、さらに自動車・農業機械などの展示販売や自衛隊や消防車両の展示などもあり二日間の集客数が1万人以上と大賑わいし、地域経済や文化の活性化に貢献できた。
- ③光ブロードバンド整備事業 …………… 3億9,500万円
 - ・農村部と都市との情報格差が是正され、住民や町内企業の利便性の向上を図ることができた。

2. 消防・交通・防犯行政

- ①消防・防災 …………… 3,244万
 - ・消防団員拠点施設1分団2部、5分団2部、9分団4部の老朽化等に伴う新築。



3. 産業行政

- ①集出荷貯蔵施設整備事業 …………… 4億132万円
 - ・消費者の多様なニーズに対応するため老朽化した上球磨選果場にイチゴとメロンの選果施設を整備。
- ②中山間地域等直接支払交付金事業 …………… 9,013万円
 - ・耕作放棄地の増加を防ぐことができ、農地の持つ多面的機能により、洪水防止等で下流域住民の生命・財産の保全寄与。
- ③増谷地区用水施設整備事業 …………… 6,966万円
(総事業費；1億4,000万円)

4. 土木行政

- ①道路整備事業 …………… 3億4,215万円
 - ・通常の道路維持をはじめ、道路局部改良及び道路整備計画により、町道湯原線、小田原庚申線等の道路改良、社会資本整備総合交付金事業により、町道平松植木線他3路線の舗装を実施。
- ②下水道整備事業 …………… 2億9,547万円
 - ・下水道事業の年度末進捗状況は、整備面積は91.89%、管渠延長においては88.89%となった。

5. 教育行政

- ①黒肥地石倉改修事業 …………… 9,146万円

6. 衛生・福祉行政

- ①放課後児童対策事業 …………… 3,784万円
(たらぎっ子学童クラブ)



特別会計 決 算

会 計 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額
国 民 健 康 保 険	14億4,045万円	13億7,181万円
久 米 財 産 区	944万円	793万円
下 水 道 事 業	5億7,608万円	5億6,120万円
介 護 保 険	14億1,436万円	13億5,796万円
後 期 高 齢 者 医 療	1億2,669万円	1億2,428万円

上水道事業 会計決算

区 分	収 入	支 出
収益的収入及び支出	1億6,783万円	1億5,575万円
資本的収入及び支出	329万円	7,226万円
当年度純利益		1,208万円

平成 26 年度補正予算

● 一般会計 1億2,351万円追加 総額62億6,170万円

<主なもの>

- 臨時福祉給付金 ----- 1,350万円
- 多良木町まちづくり寄附基金積立 ----- 954万円
- 槻木小学校屋外便所改築工事
 - ※ 本体工事(建築)：467万円
 - ※ 電気工事：35万円
 - ※ 管工事：453万円 (校舎と給食室含む)
 - ※ 浄化槽工事：110万円
 - ※ 排水路整備工事：34万円
 ----- 1,100万円
- 林道槻木南線他1箇所災害復旧工事 ----- 2,300万円
- 林業用施設災害復旧費(修繕料・測量設計委託料) ----- 1,050万円
- 国民健康保険特別会計
1,010万円追加
総額 ----- 14億3,252万円
- 介護保険特別会計
3,250万円追加
総額 ----- 14億3,927万円
- 後期高齢者医療特別会計
301万円減額
総額 ----- 1億3,349万円

補正予算に異議あり！ 賛否激突

久保田悦子議員 <反対討論>

槻木小学校のトイレ・合併浄化槽の問題については災害を防止すること、未だ浄化槽にも繋げない給食設備等々は環境上問題があると思うので、合併浄化槽設置等に対して執行部の説明不足は多大であるが認めたい。しかし「えびすの湯」の賄材料費の計上は本来販売手数料とすべきものがあり、一部賄材料費を減額して予算を組みかえるというような財政上の明確な変更があつてしかるべきではないのか。財政規律上問題があるということでこの予算に反対したい。

山中 馨議員 <賛成討論>

この予算編成を見て、適正なものだと思っている。特に経済や建設に関する予算が多額に上っている。これを否定すると今後の町の行政予算執行に支障をきたすと思うので、このままで予算に賛成の立場で討論したい。

吉瀬浩一郎議員 <反対討論>

用意した修正動議に他の議員の署名を頂けなかったのは誠に残念。槻木小の1,100万円のトイレは住民の金銭感覚からして非現実的な予算である。防災・観光ともに学校既設のトイレや休養施設のトイレに価格を抑えた浄化槽設置で充分対応可能なはず。政治は住民の理解を得られるものでなければならない。町に出て住民の声を聞いてほしい。地域経済が疲弊し縮小再生産を続け若い人も町を出る中、しかも指定管理者の破綻や百条委員会設置で町政が危機的混乱状況にある時期に1,100万円のトイレを作るという執行部の感覚はとても理解できない。

○ 賛成 9	瀬崎	森下	久保田	坂本	坂口	山中	吉瀬	魚住	村山	皆越	林田	源嶋	矢立
● 反対 4	○	○	●	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○

『議員との井戸端会議』

町内の女性の会(3団体)と議会活性化特別委員会との意見交換会

平成26年8月20日開催

地域婦人会 商工会女性部 JAくま女性部多良木支部

意見交換の内容

- * 議会側より議会の概要について説明。
- * 女性の会よりそれぞれの活動状況の報告を受け、意見交換をした。

地域婦人会：3校区それぞれの事業報告を具体的に説明を受け、また、防災協会の炊き出しや町内の美化運動を實踐中。

商工会女性部：商工会主体の夏祭り、えびす祭り、ひな祭りのイベント並びに企画の参加。

JAくま女性部多良木支部：

381名の会員で組織し、料理の提案や農業婦人としての自己啓発の研修などに積極的に活動中。



活発な意見交換会

陳情と意見書

陳情内容	提出者	付託委員会	結果	意見書
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	総務	継続	—
消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情	人吉民主商工会	総務	継続	—
軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情	軽度外傷性能損傷仲間の会	厚生文教	採択	有り
道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情	道州制阻止キャラバン 熊本県実行委員会	総務	継続	—
手話言語法(仮称)制定について国への意見書提出を求める陳情書	一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会	厚生文教	採択	有り
丸山・永谷地区道路改良についての陳情書	黒肥地東9区	経済建設	採択	—
市町村版子ども子育て支援事業計画策定に係わる要望書	球磨郡保育園保護者連絡協議会 球磨郡私立保育園協会	厚生文教	採択	—
市町村版子ども子育て支援事業計画策定に係わる要望書	黒肥地保育園・多良木第1保育所・ 多良木第3保育所・むつみ保育園・ 光台寺保育園保護者会長	厚生文教	採択	—
多良木町によるおおがスイミングスクール多良木校の買取りを求める陳情	多良木町に室内プールを残す会	総務	継続	—



平田國光氏

新任 教育委員 平田國光氏 (久米)

任期：平成26年11月11日～平成30年11月10日

退任 教育委員長 河村 勝氏 (久米)

任期：平成15年9月19日～平成26年11月10日

河村氏におかれましては、長い間教育行政に携われお世話になりました。

多良木町ふれあい交流センターえびすの湯等における指定管理者制度の運用に関する決議

百条調査特別委員会

多良木町は、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで、多良木町ふれあい交流センターえびすの湯・多良木町都市農山村交流施設・多良木町えびす広場(含む交流館石倉)の施設の指定管理者制度の運用を行ってきたが、その間及び前後において、次のような問題が生じていた事実が今般の多良木町ふれあい交流センターえびすの湯等における指定管理者制度の運用に係る調査特別委員会の調査により判明した。



町長へ決議文を渡す議長

- 1 指定管理者公募開始前における公募情報の漏えい
- 2 指定管理候補者選定時における申請書類不備と思える選定
- 3 介護保険未認定者への報償費(温泉券代)の対象者数未確定での不自然な一括払い
- 4 指定管理者「たらぎインフォステーション合同会社」による未払い費用等の発生
- 5 業務報告書の不徹底及び報告会の形骸化・指導不足等による指定管理者の経営実態等の把握遅延
- 6 指定管理者からの契約返上に対しての拙劣な対応(遅延及び継続の判断)
- 7 券売機リース料金における指定管理者との契約不備による公金の二重払い
- 8 九州電力への名義変更届出書及び電気料金支払確約書の拙速な提出による町の財政的負担増
- 9 その他特別委員会調査報告書に記載の件

以上のような問題が発生した原因は町が指定管理者制度を導入することで、施設の管理運営の責任が軽減したとの錯覚に陥り、その後の公金の適正な支出や指定管理者への適切な指導を怠ったこと等にあり、町の責任は重大であると考えます。

また、未払い費用等については、町及び指定管理者双方に責任があり、町としては、指定管理者代表者に対して、損害賠償責任や会社法に基づく個人的責任の追及をすべきであり、道義的責任部分についても何らかの救済を検討するべきであると考えます。



調査する委員会

よって、町執行部においては、町民の信頼に応えるためにも、今回のこれらの問題点を詳細に分析され、事務改善及び指定管理者への損害賠償責任の追及並びに未払い費用等に対する救済を検討されるとともに、今後に向けての再発防止に努められるよう強く要請する。

以上決議する。

多良木町ふれあい交流センターえびすの湯等における指定管理者制度の運用に係る調査特別委員会（百条委員会）調査報告書（抜粋）

調査の内容と結果

本特別委員会は、大きく3つの調査項目を掲げ、請求した多数の記録等を基に、また、町長以下、関係人に対する証人尋問等を行いながら以下のとおり調査し結論を得た。

(1) 指定管理者の指定に関する調査

指定管理候補者選定委員会条例で12名の委員が任命され、副町長が委員長となっていた。申請者である代表者が町の臨時職員として在籍した事実があり、町及び選定委員会委員長との一定程度の利害関係があったのではないかとこの調査で疑念があった。

証人尋問の証言により、自らが都市農山村交流施設の当時臨時職員という立場であり、公募を事前に知りえる立場であったとの新たな事実が判明した。

平成24年1月1日に、たらぎインフォステーションを設立してその団体は、指定管理を受けるためだけに設立したものである。町は、平成24年1月4日に町民への回覧及び町のホームページでの公募をしたが1月4日に初めて一般に知られることになったにも拘わらず、指定管理者となる目的のみを有するこの団体は結果的に同団体一者のみが応募し、選定された。形式的には一般公募であったが、その実質は事前の打診とそれに従った形式的なものではなかったかという疑いを禁じ得ない。

尋問においては、誰が、どの時点において情報を提供したのかについては明らかにならなかったが、正職員ではなく臨時職員という立場の者が、機密事項の情報を取得したことは、今後町当局の情報取り扱い方に問題提起をするものと考えられる。

次に指定管理候補者の選定については、町長からの諮問を受けて、2月15日と3月2日の2回選定委員会会議が行われ、プレゼンテーション及び質疑応答のあと選定審査表等により審査されているが、選定委員の多くから収支計画・経営基盤等に対して疑問が提起され

不安感をもたれていたこのことは重要であると認識しつつも、たった2回という数少ない選定委員会の会議では明確な対応を検討することが出来ず総合判断ということ選定・

答申がなされたように見受けられる。しかも、次期（平成26年度）平成28年度の選定を行った選定委員会会議では、委員長である副町長自らこれまでの選定方法を覆されており、委員からも「数値化は難しい」との意見が出されるなど今後の選定のあり方に疑問を残す結果となった。

また町長は、多良木町公の施設における指定管理者の指定の手續き等に関する条例にある申請添付書類の前置業年度の貸借対照表及び財産目録の提出のルールがあるにも拘わらず、これが提出されていない事実を町長自ら条例違反と認めた。

確かに、今回の選定に際しては、設立直後の任意団体であるから、形式どおりの提出を求めることができなかつたことは確かだが、同団体の財産的基礎、例えば代表者個人の預貯金通帳の写しや財産目録の提出を求めるなどして、リスクの回避を検討すべきで何らかの財産資料の提供を求めなかつたのは、明らかに落ち度というべきである。

このようなことから、答申を出した選定委員会は、この団体を指定管理者として不適当であるとの判断も視野に入れ、もう少し慎重に審議を重ねるべきではなかったかと考えられる。

また副町長の委員長としての責任が問われるならば、選定審査段階において、申請書類が不備のまま、疑問視・不安視されていた項目を十分調査・検討せずに答申を出したことに對する責任が問われるであろう。

今後、公平公正な指定管理者の指定を行うには、条例等の改正も含め、町の責任ある対応が求められる。

いわゆる介護保険の報償費60万円については、担当の課長が対象者数の確定のないまま町長の決裁を終え、4月5日に指定管理者へ繰り出されていた。複数の証言により、まれなことであるという認識をしつつも、不自然さが払拭されぬまま上司も対象者の確定のないことに疑問を持たず決裁されていた。

この点に関しては、代表者自身も資金的体力のなさを懸念していた旨証言し、そのような議論を踏まえたうえで、平成22年・平成23年には分割で支払われていた介護保険の報償費が、平成24年に限って一括で支払われているという事は、団体の資金的体力のなさを懸念し、同年4月からの運転資金の趣旨で一括払いされたとみるのが自然であろう。このように考えれば、後に一部返金を求められた団体が、その点について異議を申し立てることも合点がいく。

介護保険の報償費の趣旨については、町の側からも明確に説明をしていなかったし、団体もその趣旨を理解していなかったと思われ。公金である60万円の金が、その趣旨も不明確なままに指定管理者へ支払われていたという点については、公金の支出に関する町の姿勢が厳しく問われるべきであろう。

【協定書第23条について】
町と指定管理者の間で締結された協定書においては、協定締結時である平成24年4月1日までに指定管理者の法人化が間に合わなかつたことから、町と任意団体であるたらぎインフォステーションの間で協定が締結されていた。

そもそも多数の契約関係が生じることで責任の所在を明確化する必要があることから、協定の締結までに法人化を間に合わせ、町と法人の間で協定を締結する事が望ましかったといえる。町としては、任意団体との間で協定を締結する場合は様々な法律関係について、十分精査したと言いはないかと思われ。

協定書第23条は、指定管理者の法人化前と法人化後において生じうる問題点につき十分に検討したと言いはないかと思われ。協定書の23条については、代表者は、構成する人数の違いを認めたが、町側はこれについて十分な認識を持っていたと言いはないかと思われ。再発する事を防止する観点から、いわゆる予防法務の観点から、協定書契約書の十分な吟味が今後の大きな課題と考える。

これらの問題は、公金が使用される契約の問題であるから、町と指定管理者の関係性を規定する最も重要な文書である協定書の締結に当たっては、専門家とも相談し、起きうるあらゆる状況を想定して、事前に十分な検討を行う必要がある。

【駅業務について】
指定管理を委託する公の施設については、関係者それぞれ認識を持っていたが駅業務の位置づけが当事者間においてあいまいであったため、そこで生じる人件費の扱いにつき、町と指定管理者の間でのトラブルの原因となった。この点については、十分な協議がなされ、事前に協定書で明らかにされていれば生じなかつた無用の問題であった。町における説明不足・契約関係の理解不足が原因である。

【企画管理費の位置づけについて】
代表者が、各施設からの支出として計上していた企画管理費については、それぞれの関係者から明確な説明や答弁が得られなかつた。この企画管理費の定義が当初から不明瞭と思われ、経理の部分で、このことが指定管理者に委託されていないたらぎインフォステーション合同会社単独の業務との関係の中で不透明さを増した。

協定締結に至る以前の協議の中で、経理の収支の項目等の相互理解、収支計算の仕方、報告の方法について共通認識を確立すべきであった。

【券売機のリース・備品購入について】
券売機のリース契約に関しても公金の二重払いの結果となつた。この問題が生じた原因は、覚書等の書類を取り交わすべきであったが、2年目においては、委託料算定の基礎から除外をすべきであった。備品購入に関しても細かな項目までの取り決めがなく、このことも今回の問題の原因の一つになつている。指定管理者と町との間において、やはり協定書中に規定する必要がある。

【経営破たん兆しの把握について】
いわゆる経営の破綻兆しの認識についても、町は「気づかなかつた」、指定管理者は「町が気づくべきなのに気付いてくれなかつた」などとその認識の差があらわれた。そのような事が生じる原因は、なにより経理、その報告の不透明性にある。また、相互に甘えの構造がある。つまり町は「任せている」、指定管理者は「決算を見れば理解してもらつていただろ

うがあり、月々の報告会は形骸化していたと言わざるを得ない。

その報告会では、指定管理者からの契約返上の話があり、解除依頼があるも、そのときの対応の遅延及び継続の判断が、その後の電気料金等の未払い問題に大きな影響を及ぼす一つの原因と考えられ、この判断は重大な意味を持つものと考えられる。

【業務報告等について】

業務及び経理状況の報告に関しては、月々の報告の内容を調査してわかるように、その書式・項目の捉え方に一貫性がない。単式簿記であれ複式簿記であれ、経営の現状が誰にでもわかるように、その報告の方法等を確立するべきであろう。また町は、指定管理者制度を導入する事で、施設管理の責任から解放されたと捉えるべきではなく、公金が民間に流れる制度を導入する以上、それがどのような使われているのかについて最大の関心を持たなければならぬ。

結論として、今回の指定管理者制度の運用の問題点は、施設の管理から解放された後は、予算に従って委託料を払えばよいと責任が責任が軽減したと考えてしまった町の責任が大きいというべきであろう。調査結果によれば、早い段階平成24年9月での電気料金等の支払の遅延があり、このことを明確に報告しなかった指定管理者の問題、気づくべき時期に気づけなかった町側の対応の遅れは否めよう。公金の支出について、自分の金と同じように敵しい目で見れば、自分の金と同じように公金支出も防止できるだけでなく、今回生じた問題を早期に見出し、早期に解決する事ができた可能性が高い。

今後は監査等の指導を受け、提出資料の形式を整え、経理の書類等のチェック方法を確立し、求められればいつでも提出できる体制づくりを行なわせるべきと考える。

【未払い公共料金等の処理及びその他の調査】

指定管理者の地元民間企業への未処理金に ついては、未払い費用と買掛金に区別されて 計上されている。そして、その支払義務につ いては、本特別委員会の基本的立場(町の事務 に関する調査権を付与されたものであり、行 政の民間企業への責任までは踏み込むことは 出来ない)からは、基本的にはその責任の所在 に関して検討・判断を行うべきものではない

とも考えられる。

しかしながら、この問題は、町民の指定管 理者制度に対する、ひいては町自体に対する 信頼に大きく関わる問題であり、指定管理者 を適切に選定し、指導するべき責任を町の 確に果たせなければならぬという状況からは、 本特別委員会としても責任の所在を検討判断 すべきであると考える。

町はすでに券売機のリース料金に關しては、 熊本市の民間業者に対し、いわゆる二重払い を行った事実があるにも拘わらず、町長は今 回の問題(地元民間企業への未処理金)指定管 理者と業者との問題として考えるのは、一貫 性・整合性に欠けると思われる。また地方自 治法第98条第2項に基づく監査報告において、 代表監査委員は、少なくとも未払い費用に關 しては委託料算定の基礎に含まれる趣旨の発 言をしており、この部分については町も責任 があると考えられる。

以上から、本特別委員会としては、この問 題に關し、町自身に少なくとも道義的な責任 は生じているとの結論に至った。

【九州電力との対応について】

町が九州電力に対して提出した名義変更届 出書に關して、契約前文には、今般、下記のと おり契約名義を変更し、電気使用及び料金支 払いに關する全て権利義務を継承しますとの 届出があります。なお、今後、電気使用に關する 新旧契約間の問題が生じた場合、新旧契約 者間で解決を図り、貴社への異議申し立ては 一切しません。との文言が記載されている。 この記載は、契約者名義の変更ということと 旧契約者の未払い電気料金の支払い義務を承 継するという、町の財政に大きな影響を与え かねない重大なものである。その後提出され た電気料金支払確約書についても、本来で あれば町が支払う法的義務がなかったと考え られ結果として町が負担しなければいけない ことになるという重大な結果を招いた。

町は、九州電力側の主張である「町が支払い しなければ送電を止める」と言う事が、果た して法的に正当性をもつものと言えるのか、 調印する書類がいかなる法的効果をもつもの なのかについて、事前に町の顧問弁護士等と の連携を図りながら十分に検討すべきであつ た。それなのに、十分な検討もせず拙速に 判断し、書類に調印してしまったことが大 きな問題となつたことは明白である。

【責任について】

たらぎインフォステーション合同会社及び 代表個人の責任については、管理運営業務と して委託されていない合同会社単独の業務に その他の収入として上げられていることが判 明しており、このことは「委託料の流用」とも 考えられる可能性がある。よって、このこと が客観的資料に基づき更に明確となれば町と しての何らかの措置を指定管理者に対して行 うべきであると考える。

また公金である委託料から支出されている と思われる企画管理費・備品についても、そ の支出に關して確認・指導を行なわなかつた 町にも道義的な責任があると考える。今回の 調査によると、監査報告では未払い費用が、 028,368円と買掛金が466,905円 となっており、他方、裁判所に提出されてい る破産申立書の中には未払買掛金1,103, 075円、未払業務経費が5,272,041 円、そして未払い賃金・退職金484,950 円と未払い公租公課657,540円と記載さ れている。

これらの未処理金については、町と指定管 理者代表には少なくとも道義的な責任があると 考える。 以上より、本特別委員会は、指定管理者制 度の一連の事件に關し、町長、選定委員長で もある町副町長、そして指定管理者の代表の責 任を問ひ、その適切な処理がなされるべきで あると結論した。

【まとめ】

町は公金を預かり、これを適正に管理使用 しなければならぬという重大な責務を負つ ているにも拘わらず、指定管理者制度の導入 により、責任が軽減したとの錯覚に陥り、そ の後の公金の使用に關して随所においてあま りにも無責任だったと言わざるを得ない。そ の事が、すべての問題に通じているのである。 つまり、指定管理者選定の不明確性から始 まり、平成24年4月の介護保険報償費支払い、 収支報告の方法の不徹底、公共料金等の支払 い遅れの認識遅延、破綻の兆しの把握の遅れ、 破綻の恐れが明確化した後の対応の遅れ、次 期(平成26年度)平成28年度募集の際に多良 木インフォステーションに申請を促したこと、 券売機リースに關する公金二重払いの件、九 州電力の未払金処理の件の全てに、この姿勢 の問題点が直結しているのである。今回証 人尋問等を含む調査を終えて、町および指定 管理者が法的・道義的責任に關してはそれぞ

れの立場で感じていると解されるので、本特 別委員会としては、その責任に対する考え方 も含めた決議文を提出すべきであると考 える。

また町の関係者に対しての尋問で「町に対し て指定管理者は損害を及ぼしたか」の問いに對 し「損害をこうむつた」との答弁があり「指定管 理者に対して何らかの責任を負わせるべき」と 明言されているので、今後本特別委員会とし ては議会の立場から町に向けてもそれに即す る考えを提唱すべきではないかと考える。現 に九州電力の2月・3月の未払いは、町直営 になつた4月からの電気料金が充当されてい て、求償権が確定されていると予想される発 言があり、このことが指定管理者への責任を 追求する一つの手段と考える。

なお、指定管理者自身は法人であり、破産 手続によつて消滅する結果となるかもしれないが町としては、代表者に対しては、損害賠償 責任や会社法(第393条)に基づく個人的責任の 追及を検討するべきであるとの意見も決議文 に付すべきであると考える。さらに、監査に 對して明らかとなつた未払い費用で委託料の 算定の基礎に含まれていないものがあること考 えられるものについては、町と指定管理者双方 に責任があると考えられる。その他のものに 對しても道義的責任を感じるべきであり、何 らかの救済を検討すべきであると結論する。 最後に、町民の信頼に應えるためにも、町 執行部において、今回の問題点を詳細に分析 され、事務改善及び再発防止に努められるよ う猛省を促し強く要望するものである。

調査事項に対する改善意見

- (1) 指定管理者募集等の情報提供は公正に行い 情報漏えい防止に努めること
- (2) 指定管理者の選定は収支計画・経営基盤等 を十分調査検討し答申すること
- (3) 指定管理者の選定に係る条例等を見直し、 明確な選定方法を確立すること
- (4) 協定書内容は十分検討し、細部にわたる項 目まで規定すること
- (5) 協定締結は指定管理者へ内容を十分説明し た上で行いその後も十分な協議を行い相互 理解に努めること
- (6) 業務報告書や報告書のあり方を見直しチェ ック体制及び指導体制を確立すること
- (7) 公金支出及び重要な書類提出については法 的效果等を十分検討すること

Q 国が考える今後の介護保険制度について

A 介護サービスの質を落とさないように努力

久保田悦子議員



質問 「医療・介護総合合法」に基づく政府の基本方針は、医療や介護が必要になっても、在宅で人生の最後を迎えるものと明記し、病院や施設から患者・利用者締め出す内容となっている。また介護保険では、介護の必要な軽度の「要支援1と2」の人を保険から外し、町が実施する総合

事業に移すとしている。しかし移行後の専門的なサービスを平成37年には半分程度にするなど削減ありきである。町は平成29年度まで「総合事業」に移行しないことを確約できないか。

前田健康保険課長 介



護制度が変わる点については、①デイサービスや訪問介護など、介護予防という保険給付を給付でなく、段階的に町単独の地域支援事業に移行する。これまでの事業に加え、ボランティアの活用・サロンの取り組みなどを組み合わせた活動を行う。②サービスの内容や利用者の料金などは、町と事業所の契約で決めることになる。③現在のサービスの伸びが5.6%になる見込みを、3.4%に抑える努力をする。

町長 サービス低下など問題はあると思っいるので、検討しながらいきたい。

Q 構想や活用も明確ではないのに

A 適正な予算をみつけ地域の了解を

質問 旧白浜旅館の改

装問題について町は、その活用に約4千万円の予算計上を予定しているが、3月と9月議会の2度にわたり予算の提案を断念した経緯があり、3月議会でも指摘したように、基本構想策定委員会も作れず、構想や活用も明確にできないのに、事業を進めることは認められない。どのような考えか。

椎葉教育長 予算が良いくあいについたときに、状況をみながらそして目的と基本構想に沿って逸脱しないような方向で地域の住民の方々の了解を得ながら進めていきたいと思う。



予算化が遅れる旧白浜旅館

〈その他の質問〉

- ◆子どもの医療費助成について
- ◆災害に対する町の補助について
- ◆川辺川土地改良事業について

Q 町の観光の位置付けは

A 地域振興の重要な施策

質問 町として観光という分野をどのように位置付けているか。

松本企画観光課長 観 交流、観光の推進として基本計画を示しているところである。

松本企画観光課長 観 観光交流人口の拡大による経済効果は大きく、地域振興の重要な施策であると位置付けをし、都市と農山村との交流人口を増加させることで地域全体の波及効果につながり、第5次総合計画に産業力の向上

質問 歴史的文化財をどのように活用しているのか。

松本企画観光課長 歴 歴史的文化財が数多く五間道路界限に明治期から大正期にかけ建造された歴史的建造物は、鎌倉時代の文化財と同様に価値あるものと位置付けし、積極的に取り組んでいきたい。



源嶋たまみ議員

質問 商工女性部から観光協会の設置はいつになるのかと聞かれた

が、計画等はあるのか。

松本企画観光課長 商 商

工会、観光案内人協会、その他の関係団体の意見を聞き、検討する場を持ちたいと考えている。



田んぼアート（青森県田舎館村）

質問 田んぼアートに取り組んでみる考えはないか。

松本企画観光課長 町 町だけでなく、農家の方とか関係者の方々の協力が必要で、理解が得

られれば可能だと考える。

仲川農林課長 J A 青 J A 青

壮年部多良木支部で、町からの補助、J A からの補助で取り組んでおり、青壮年部と協議してみたい。

Q 学校での事件の報告は

A 各学校から教育長へ

質問 学校での事件があった時、教育委員会や教育長までどのような

に報告されるのか、また報告された事件(案件)について委員会や担当課での対応は。

宮本教育振興課長 定 定

例報告の取り決めがあり、教職員の出勤状況、事故、問題行動等、不登校、不登校気味の児童、生徒の報告等が各学校から教育長にある。また報告された案件によつて、必要に応じて教育委員会で対応する。或いは県教育委員会の指示をとる形をとっている。



保護者による読み聞かせ

質問 全国学力テストの結果、本町のレベルは。

宮本教育振興課長 全 全体的に平均点より上の状況にある。

質問 学力向上のため、にどのように取り組むのか。

宮本教育振興課長 科 科目ごと個別に良いところ、弱いところの資料を提示いただいて、その部分について個別指導等の取り組みを行っている。

Q 全国学力テストの基本的な考え方と町のレベルは

A 公表はしない、レベルは平均を若干上回る



林田俊策議員

質問 賛否両論ある学力テストの教育委員会としての基本的な考え方と、本町学校の学力のレベルはどうなっているのか。

椎葉教育長 この学力テストはその結果分析で子どもたちの課題がわかり、それを教師が授業にいかすということが大きな目的である。県は「委員会として自ら設置・管理する学校状況についてそれぞれの判断で公表すること

は可能である」という判断があるが、公表は考えてはいない。球磨郡教育委員会でも統一して公表はしていない。今後学校の管理職が、経験不足の新採の職員力をつけながら指導をしていく。

宮本教育振興課長 テスト結果は平均した時若干上回っているがすべての教科ではない。県が全国でどのレベル



学力テストの新聞報道

であり、県の中で各学校がどういうレベルであるという情報は持っている。その中ですべての教科で上回っているということではなく、低い部分もあるが正解率の高い部分については全国レベルより高い位置にあった。また保護者から公表の要請はなかったようである。

Q 自主防災組織の実態と防災意識の啓発は

A 46 行政区組織化し充実していく

質問 自主防災組織の本町における実態と防災意識の啓発はどう取り組むべきか。

松崎総務課長 自主防災組織は47行政区の中で46行政区は立ち上げられている。地域防災計画書をもとに組織図を作り、また防災マニュアルを各家庭に配布し自主避難場所を指定している。今後このことを充実化しなければならぬ。9つの行政区において初期消火訓練・避難訓練また炊き出し等の訓練を行っている。37行政区においては未実施であるが、大久保における訓練に区長も参加され今後波及効果があると思われる。

町長 防災組織に関しては早急に位置づけをし条例の中で整備をしていきたい。

Q 外来魚放流禁止条例はできるのか

A 綾北漁協と相談しながらやっていく

質問 綾北川の現況と法的権利、そして外来魚の実態はどうなっているのか、また町として「外来魚放流禁止条例」を作ることができぬのか。

松本企画観光課長 宮崎県境から上流槻木川に関しては、熊本県の管理となっている。農業用水として農家が慣行水利権を持ち、綾北川漁協協同組合は漁業法に基づく漁業権を取得している。外来魚は漁協で放流禁止の看板を作りパトロールを行っているし、水温が低いこともあり存在は確認できていない。現在の外来魚に対する法律があり罰則規定もある。



放流禁止の看板

る。この法律外で特に定めることがあったり、またこの法律の範囲内で制定することはできるが、放流禁止の啓発でも十分いけると思われる。

町長 貴重な資源である自然を守ることは大切で、漁協と相談しながらやっていきたい。

山中 馨議員



Q 企業誘致に備えて用地の確保は

A 現在での用地確保は難しい

質問 今回、町の誘致企業の移転先の確保に町は苦勞しているようだが、町は町有地やその他に農地ではあるが、いろんな理由で耕作放棄されている農地で、棄されている農地で、農地法で転用可能な農地などを買い取り、また借り受けて、企業誘致のために造成する考えはないのか。

町長 企業誘致をして進出企業があつたら検討して、議会にも相談し、土地が決まらなければ設備、建物はできないので考えていきたくない。基本的には耕作放棄地であっても一次産業の農業は大事になってくると思い、農地として利用できる所は農地で残し、ただし誘致企業の面から見ると、農地としてよりも工業用地として利用した方が良い所であれば、場



望まれる早急な企業誘致(木材団地)

所を用意しなければ難しい部分もある。現在での用地確保は難しい。

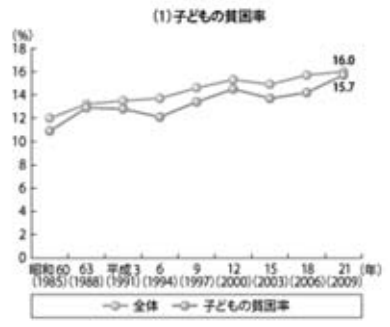
Q 町の子どもの貧困率は

A 町の貧困率は 27.7%

質問 平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳以下の子どもの割合を示す、子どもの貧困率が過去最悪の16.3%になったと厚生労働省が発表した。国は申告化する子どもの貧困問題に対応するため

に大綱を決めたところ。町の子どもの貧困率は、西子ども対策課長

貧困線を設けた時に、18歳未満世帯の所得の一番大きな所得と一番下の所得の真ん中の線、それが平均の所得で、またそれを半分に割った時を貧困線という。国の貧困率はいろいろ加味されたところである。町が出した線は所得だけを計算したところで、18歳未満の所得が高かったり、下が低かったりして町は27.7%と貧困率が高くなる。



国が示す年々上昇する子どもの貧困率

Q 町の給付型奨学金創設は

A 教育大綱の中で検討

質問 経済的事情などで満足な教育や生活支援を受けられない子どものために、政府が必要な施策をまとめた子どもの貧困対策の大綱の中で、大学や専門学校で学ぶ場合に、町の給付型の奨学金創設は目指すとあるが、町は独自に子ども貧困家庭に対する支援は考えられないのか。

町長 教育大綱を作っていく中で検討させていただきたいと思う。教育は大事なことでできるだけのことをやっていきたい。

〈その他の質問〉

- ◆ 行政改革について
- ◆ 課税のあり方について

Q 女性の管理職登用を

A 適材適所で検討

皆越秋廣議員



質問 日本の職場は、

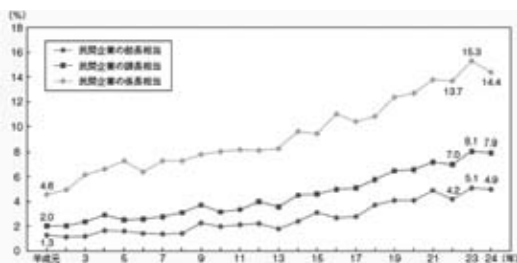
まだ男女平等とはいえず女性が働きやすい職場になるには、女性登用の目標値を掲げて取り組むことが重要だということだが、女性職員の管理職登用について、どのように考えているのか。

松崎総務課長 管理職に占める男女の割合の差を解消することに加

え、町政策の意思決定の過程に女性が参画できるようにすることが出来ると思う。極端に言えば、かつて男性の理論で展開されがちであった政策に、町の人口の半数を占める女性の視点を

取り入れ、政策を進めることだと思う。国に於いては30%の数値目標を掲げているが、本町の現在の管理職については、12名中1名ということでは8.3%というような状況である。しかし、今後については今年度末で、男性管理職職員が3名定年退職

するので現在、女性職員の管理職登用に関する意識調査を行っており、今後も職員配置について、適材適所という観点から検討していく必要があると思う。



役職別管理職に占める女性割合の推移

Q 公衆トイレの設置を

A 場所・必要性を考慮し検討

質問 近年、健康増進

のためウォーキング、ジョギングをする人が多く見受けられるようになった。また農作業などにも公衆トイレがあつたら便利だが、考えられると思うが、どのように考えているのか。

松本企画観光課長 本町としては、安全性を考慮すると、総合グラウンドの4箇所のトイレやサイクリングロード沿いのトイレを活用してほしいと考えている。本町は確かに農業が盛んで、範囲も広大に及

んでいるが、設置場所

またそれに掛かる維持管理費、また国・県の補助事業があればいいが、補助の要綱などを見てもトイレ用の補助金はないので、そのトイレの費用も含めて課題は多くあると思う。例えば、えびす神社の近くにトイレを設置した

が、設計費も含め約80万円、今回王宮神社の横にも設置するが、同程度の費用がかかる予定である。今後、設置要望があつた時に場所また必要性などを考慮し、設置可能ならば

検討したいと思つてい



建設中の公衆トイレ（黒肥地）

〈その他の質問〉

- ◆ 企業誘致について
- ◆ 非常勤職員の採用について
- ◆ 再生可能エネルギーについて
- ◆ 農業振興について

村山 昇議員



質問 想定外の災害等で、役場の機能を失った場合直接の災害対策ということだけでなく、戸籍住民登録等、行政の基本となる重要な情報を失い、その復旧には非常な困難を伴う。重要な情報のバックアップ体制の整備等、本庁舎以外に拠点となる施設が必要では。

松崎総務課長 総合行政システムを熊本の会社に委託し、本庁舎の電算室にハードのシステムを設置し情報を蓄

Q 情報のバックアップ体制は

A 電算システム機器更新で対応済



庁舎内情報室

積していたが、平成25年度に電算システムの機器更新を行い、災害等を考えその会社で毎日の事務データ等はバックアップするよう更新している。

平川町民福祉課長 戸籍副本データのバックアップについては、平成25年9月より日本を2分割して、西日本のデータは北海道の第1戸籍副本データ管理センターに保存されている。本町のデータは北海道とLGI

により接続され、専用装置により自動送信されて戸籍の副本が毎日更新されている。

Q 防災マップは十分か

A 1行政区1マップを検討中

質問 町内の災害の危険が予測される箇所と、それに対応して避難場所等の「防災マップ」が作られているが、自然災害から住民を守るためには河川改修、治山事業などの対策を進め、

いつ発生するか分からない災害から生命を守るためには、安全な場所に避難することが重要であると思うが、現在の「防災マップ」で十分なのか、また見直す考えはないか。

松崎総務課長 平成20年の「防災マップ」は、一時避難場所、消防詰所、危険渓流浸水警戒箇所等を表記している。しかし縮尺が小さく見えにくいいため、現在新規の「防災マップ」作成を検討し、1行政区1マップという地図等を大きく表記したいと思っています。



各戸に配布の防災マップ

Q 災害弱者への対応は

A 災害時要援護者避難支援システムで対応

質問 災害時に高齢者、乳幼児、障がい者など、自ら避難できない方を把握していいのか。準備しておく必要があると思うが、また避難先の施設は整っているか。

松崎総務課長 災害が発生したとき一番大変なのは要援護者である。高齢者の方に限って災害時要援護者避難支援システムを住民基本台帳を利用して作り、各行政区ごと65才以上の方、また介護が必要な方は把握している(1千943名登録)。要援護者の避難については、消防団の分団長に連絡をし、通常予定している避難場所では対応できないので、優先的に福祉避難所というところで3施設と協定を締結している。



各戸に配布の防災マニュアル

- ◆ その他の質問
- ◆ 道路整備について
- ◆ 地籍調査について

Q 町長・副町長は補助団体の長を辞職すべき

A 町長・副町長いずれも辞職考えず

吉瀬浩一郎議員



質問 3月に可決成立

した議員の「政治倫理条例」には「選挙の温床になる」「インサイダー情報悪用の懸念」などのおそれがあることから「議員は補助団体の長を辞退すべき」という努力義務が課せられている。権力が集中している町長、副町長、教育長の政治倫理条例には、この部分が抜け落ちている。町長

（目的）
第1条 この条例は、町政が町民の重要な信任によるものであることを認識し、その担い手である町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）が自ら厳しい倫理意識と高潔な品位に基づき行動することにより、町政に対する町民の信任に応え、もって確守で民主的な町政の発展に寄与するとともに、あわせて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で公正に開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。
（町長等の責務）
第2条 町長等は、町民全体の代表者として自らの行動を厳しく律し、人格と倫理の向上に努め、地方自治の本旨にのっとり、公正かつ積極な活動を遂行し、その責務を全うするよう努めなければならない。

と議員という彼我の保持する権力の相対性から言えば町長には議員の数倍に値する厳しい倫理観が求められている。黒の蔵入札・槻木小学校再開校・集落支援員住宅リフォーム・指定管理者・槻木小の

町長に厳しい倫理と高潔な品位が

1千100万円のトイレの問題などがあるので、住民に疑惑の念を抱かれることのないよう、議員の倫理条例になら、町長・副町長も補助団体の長を辞退されるべきと思うが。
松崎総務課長 県内45市町村のうち社会福祉協議会の会長を兼ねていない市町村は12自治体(約27%)である。
町長 無報酬でやっている。「補助団体の長は辞退する」という新しい条文を付け加えることは考えていない、辞めることも考えていない。厳しい倫理意識を常に胸に秘め高潔な品位を保ちながら今後も続けたい。

Q 町長の約束は失敗しているのでは

A 成功とは言えないが失敗とも言いたくない

質問 町長の政策「就業と定住」「企業誘致」

に関して、在任期間9年6ヶ月の間に20歳から49歳までの若い人材が980人も流出している。高齢者は町を出ないが、若者は働く場所がなければよりよい生活環境を求めて町を出る。この間、年平均102人の減少になつて。多良木4区の2の人口107人、6区の197人。町の中央部の行政区に匹敵する人口が毎年消えているのと同じということ、しかも深刻なのは若年層が毎年約100人程度減少している。減少を放

置した町長の責任は重い。約束した「就業と定住」は成功したのか失敗したのか伺いたい。

力をいれ一次産業の活性化に向けて取り組んでいきたい。

町長 数字から見ると成功したと言える状況ではない。しかし失敗したとも言いたくない。言い訳に聞こえるかもしれないが、決定的なのは高校を卒業しても残る場所がないということ、雇用の場を創出していかねばならない。これからも企業誘致を進めながら農業に若い人達が就職できるよう、町有林皆伐や、営農集団、法人化など儲かる農業創成に



大幅減少が続く若い世代

議会活性化と防災についての研修

総務常任委員会(平成26年10月6日～8日)

今回の総務常任委員会の政務活動は、和歌山県の日高川町と奈良県の広陵町での研修と兵庫県
の「人と防災未来センター」の視察を行った。

日高川町においては、1「議員の定数と議会のあり方」、2「ケーブルテレビ等の利用」について、
3「台風12号災害の復興と検証」の3点について意見交換研修を行なった。この議員定数に対す
る論議は現在我が議会の活性化委員会でも論議しており、今後の参考となる研修であった。

奈良の広陵町では、1消防・防災について、2議会活性化の取り組みについての研修を行った。
災害に強い町づくりを目指し、自主防災組織体制の強化と防災倉庫設置及び防災資機材の整備、
防災士の育成組織化、民間企業、団体と「防災協定」の締結等さまざまな取り組みが行なわれてい
た。本町も自主防災組織は各区において組織されたものの、まだまだその組織の活性化は図られ
ていない現状であり今後のあるべき姿を確認できるものであった。



広陵町での研修

また「議会基本条例策定特別委員会」が設置されていて、我々
と現段階で同じような状況下であり、意見交換するとともに
共通認識を持つことができた。その中で本町より細部にわた
る「要綱」等が計画されており制定に向けての参考となった。

「人と防災未来センター」では、震災の疑似体験や展示物を見ることができ改めてその恐ろしさを知ることが出来た。この成果を全て町のために役立てることを委員で誓い帰途についた。
(文責：林田)

区長懇談会

8月22日、各行政区の区長と執行部、議会との合同懇談会が行われ、各区長から様々な質問がなされ、その中の質問と回答の一部を抜粋しました。

◆議会に直接「要望書」を提出することについて

議会に提出された要望書は、議長が受け付け後に基本的に直近の定例会で委員会に付託され審査を行い「採択」「不採択」等を決め、議会本会議で委員長が報告し、議会の議決を受けた後関係課と提出者に通知を行うということになります。住民の方々の要望等に議会の意見が加わって執行部に届くこととなりますが、最終的には予算化と事業の実施は執行部に委ねられます。



説明する議長

◆政務活動費の公開等について

多良木町議会政務活動費の交付に関する条例及び規則の規定により、「議員が自ら見識を高め、更に調査研修その他の活動を通じ町民の福祉の充実と教育・文化の向上を目指し、よって町政の発展に寄与すること」を目的とし、各常任委員会ごとに視察研修を実施し、10日以内に政務活動費(月5,000円)に係わる収入及び支出の報告書、並びに政務活動報告書を規則で定める様式より作成し、領収書等証拠書類を添付、議長に提出しなければなりません。以前行っていました「議員研修費」は廃止され「政務活動費」に変更されました。また2年に一度だけ「陳情・研修活動」に伴う予算は計上されています。なお町内に住所を有する者・町内に事務所または事業所を有する個人または法人は、議長に対し収支報告書の閲覧を請求することができることになっています。

(文責：村山)

7段ピラミッド 基礎が大事！
(多小6年生)



多良木高校の統廃合問題について

去る10月7日、熊本県教育委員会は球磨地域の高校3校を2校にする統廃合対象校を多良木高校にする旨の素案を上程し、県教委の10月定例会で承認されました。

この計画が発表されたのは平成18年7月です。以来多良木町をはじめ、高校同窓会、PTA役員会等の諸会が即座に反対運動を立ち上げ、これまで高校存続に向けて8年に亘っている様々な事業を計画実行してきました。

まず存続を願って署名運動を展開し、27,000名余の署名を集め、平成18年9月に当時の県の新井副知事、県議会の松村昭議長、柿塚県教育長の元を訪ね、両手に持ちきれないほどの重さの署名簿を提出して存続をお願いしたのでした。その後は、地域ぐるみの存続運動を展開して地域と密接な高校として定着してきました。あびす祭りでの高校生の御神輿参加、地域老人会との交流、多良木小学校生への本の読み聞かせ、福祉施設の介護訪問等々。

多良木高校は一昨年創立90周年を迎えました。卒業生も19,000名に上ります。歴史も伝統も校地の広さも設備も充実している高校です。上球磨に残る公共機関として最も大切な高校です。その高校が統廃合の対象校となったことへの憤りは収まりません。上球磨に高校は要らないと県教委は判断したのです。高校が無くなるということは、上球磨地域の過疎化に加速度的に拍車をかけることになるでしょうし、それはひいては球磨郡全域の衰退化に繋がるものだと思います。

これまで地域をあげて存続を願いつづけ、幾度となく県教委を訪れ、また郡選出の県議の方にも存続をお願いつづけてきました。しかしそれらの切実な思いに何の斟酌もなく、ただ直近の入学者の数だけをもって対象校にするという理不尽な県教委のやり方に、本当にあきれてしまいます。

県教委の方は、上球磨に来て上球磨の実情を本当に分かっておられるのでしょうか。私たちがこれほど存続を願い続けて運動を展開してきたことをご存じなののでしょうか。ただ机上で数だけを数えて議論し決定していくように思えてなりません。

直近の入学者の数を判断の第一義というのなら、普通高校受験者が入学しづらくなるような入試政策をとってきたのが県教委です。受験者はその政策に翻弄されてきました。数の減少はその証でもあります。

今回の素案上程は決定ではありません。このことを地域住民が自分の問題と考え、地域をあげて存続を訴えつづけていくことこそ、素案を白紙に戻し、上球磨に高校を残すことのできる唯一の道だと思います。皆様方のご支援とご協力を切にお願いいたします。

上球磨に高校を残そう協議会 松本朝顯

編集後記

維新(1868)の3年後、岩倉具視、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文ら107名の使節団が横浜港からサンフランシスコへ向けて出航。米国から欧州の視察に出かけた。このとき大久保が米国から欧州經由で東京に電報を打ちました。その頃既に欧米諸国は海底に絶縁材を巻いた海底ケーブルを長崎まで敷設していましたが、電報は数時間で長崎に着きました。しかし、それが長崎から東京に着くには飛脚で3日を要しました。1837年、モールズによって信号が発明されその電信線に絶縁材を巻いて海底に沈め英国が中心となって1851年ドーバー海峡を経てロンドンからパリまで通信ケーブルが開通していました。ケーブルは維新の2年前、大西洋を挟み英国と米国を結び、その後、カイロ、ボンベイ、ジャカルタ、香港までケーブルを延ばし、大久保が打電した時すでに香港から長崎出島までケーブルが来ていたのです。東京と米国がケーブルで結ばれたのは太平洋戦争終結後のことでした。現在、日本と米国の間には主なもの5本のケーブルが引かれています。欧米との技術の差を埋めることは不可能とさえ思えた遥か明治より146年。電力の乏しい地域でも少量の電力で強力な照明を得られる青色のLED発光ダイオードを開発され実用化に結びつけた3人の日本人がノーベル賞物理学賞を受賞されました。皆さんの受賞を心から祝福したいと思います。(文責 吉瀬)

広報特別委員会構成

- ◎ 瀬崎 哲弘
- ◎ 坂口 幸法
- 吉瀬浩一郎
- 魚住 憲一
- 村山 昇
- 林田 俊策